

## 山口市U J I ターン就業・創業活動に係る短期滞在費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、U J I ターンを促進するため、市内での就業・創業活動を行い市内への移住を希望する者に対し、予算の範囲内において就業・創業活動に必要な宿泊費、市内移動費用等の短期滞在費を補助することにより、移住希望者の円滑な移住の促進を図ることを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) U J I ターン 山口県外から山口市へ移住するものをいう。
- (2) 就業・創業活動 市内において、農業・林業・漁業等第一次産業への就業、商工業等の起業を行うための情報収集・見学等の活動をいう。
- (3) ホテル・旅館等 旅館業法（昭和23年7月12日法律第138号）第2条第2項から第4項までに規定するホテル・旅館等とする。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は、次の各号のいずれにも該当する個人及びその親族又は同居人とする。

- (1) U J I ターンを検討・希望する者
- (2) 農業・林業・漁業・起業等に関するフェア及び移住に関するフェアの参加者
- (3) Uターンの場合、山口県内からの転出後1年以上を経過した者
- (4) 第1号から第3号までに該当する者で、就業・創業活動のために市内のホテル・旅館等に宿泊をする者

(補助対象活動)

第4条 補助の対象となる活動は、次の各号のいずれかに該当する活動とする。

- (1) 関係機関等の窓口での相談活動
- (2) 融資窓口との資金相談活動
- (3) 物件、地域等の見学、先輩移住者・定住サポーターとの情報交換活動
- (4) その他就業・創業活動に関すること

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象者が補助対象活動のために市内のホテル・旅館等に宿泊した際に別表のとおり補助することとし、予算の範囲内において交付する。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付の受けようとする者の代表者（以下「申請者」という。）は、山口市U J I ターン就業・創業活動に係る短期滞在費補助金交付申請書（様式第1号）に、必要な書類を添えて、就業・創業活動を行う1週間前までに市長に提出しな

ければならない。

2 この補助金は、同一申請者に対して1回に限り交付する。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があった場合において、当該申請に係る内容を審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、山口市U J I ターン就業・創業活動に係る短期滞在費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助対象活動の変更等)

第8条 前条の規定による通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、当該申請の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、山口市U J I ターン就業・創業活動に係る短期滞在費補助金変更等承認申請書(様式第3号)に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る内容を審査のうえ、変更等の可否を決定し山口市U J I ターン就業・創業活動に係る短期滞在費補助金変更等承認通知書(様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。

(完了報告等)

第9条 交付決定者は、補助事業が完了した時は、速やかに山口市U J I ターン就業・創業活動完了報告書(様式第5号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、提出書類の内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、山口市U J I ターン就業・創業活動に係る短期滞在費補助金確定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 前条の確定通知書を受けた交付決定者は、速やかに山口市U J I ターン就業・創業活動に係る短期滞在費補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の取消し等)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部の交付を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。

(3) 虚偽の申請をしたとき。

(4) 市長の指導等に従わないとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行し、平成28年3月31日までに実施する就業・創業活動を対象とする。

別表（第5条関係）

補助金額	大人（中学生以上を含む） 1人1泊当たり 10,000円 小学生の児童 1人1泊当たり 5,000円 (小学校未就学の乳幼児には補助を行わない。)
補助上限泊数及び 補助上限金額	3泊以内、5万円を補助上限とする。